

(事 務 連 絡)

令和6年4月1日

京都市移動支援事業を実施する事業所の長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

(在宅福祉第一担当 075-222-4161)

移動支援事業の報酬改定等について

標記の件について、国における令和6年4月1日付けの障害福祉サービス等報酬改定に合わせて、京都市移動支援事業についても、同日付けで下記のとおり報酬改定を行いましたので、お知らせいたします。

つきましては、令和6年4月サービス提供分から、本事務連絡により請求を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 基本報酬の改定（詳細はサービスコード表参照）

国の障害福祉サービス等の報酬改定率を参考に改定を実施。

【サービスコード表掲載場所】

「京都市情報館」⇒「健康・福祉」⇒「障害者福祉」⇒「障害福祉サービス等事業者向けの情報」⇒「介護給付費の請求・利用契約関係」⇒「利用契約・請求関係」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000307380.html>

2 適用について

令和6年4月サービス提供分から

※ 令和6年4月以降に令和6年3月提供分以前の請求を行う場合は、従前のサービスコードとなりますので、ご注意ください。

※ 簡易入力システムでの新しい単位数マスタのダウンロードについては、後日、国保連合会から案内を予定しています。